

## 山鹿市ケアプランデータ連携促進業務に係る プロポーザル方式実施の基本方針

山鹿市が実施する山鹿市ケアプランデータ連携促進業務(以下「業務」という。)の委託に係る基本方針を以下のとおり策定する。

### 1 業務概要

- (1) 業務名 山鹿市ケアプランデータ連携促進業務
- (2) 目的 介護サービス事業所における人材の確保、介護現場の負担軽減並びに職場環境の改善等による離職防止及び定着支援に資するため、県の補助金を活用し、ケアプランデータ連携システムの導入を促進し、統合後の介護情報基盤へのスムーズな移行を図ることを目的に実施するもの。
- (3) 業務内容
  - ① 介護サービス事業所向けの事前説明会の企画及び実施
  - ② 主要ベンダーの操作説明会の企画及び実施
  - ③ 相談窓口の設置
- (4) 委託期間 契約締結日から令和9年2月10日(水)まで
- (5) 見積限度額 3,700,000円
- (6) その他 市が指定する拠点において駐在型導入サポートの業務についても実施を検討しており、事業の進捗状況等を勘案し、事業者と協議し、変更契約締結後に行うものとする。なお、必ず実施するものではないため、今回のプロポーザル提案及び見積に含めないこととする。

### 2 プロポーザル方式を採用する具体的な理由

本業務は、業務の実施を通じて山鹿市内の介護サービス事業所におけるケアプランデータ連携システムの導入率が向上し、事業所間の連携が強化することでその目的が達成されるものであり、広く多くの事業者から提案を募り、民間事業者の企画や発想、技術力や実績等に基づいて実施方法等の仕様を決定することで優れた成果が期待できると判断されることから公募型プロポーザル方式を採用する。

### 3 実施形式

公募型

### 4 参加資格等

以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加表明書提出時において、市に令和7～9年度物品購入・役務・賃貸借契約に係る一般競争入札等参加資格申請書(指名願)を提出し、資格者名簿に登録されているまたは登録が見込まれること。

- (2) 公示日以後に山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年告示第122号）に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。

## 5 審査概要

山鹿市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づき審査委員会を設置し、提出された企画提案書で1次審査(書面審査)及び2次審査(プレゼンテーション)を行う。

## 6 日程

1	実施要領等の公表	令和8年6月12日（金）
2	質疑書 提出期限	令和8年6月30日（火）午後5時まで
3	質疑への回答	令和8年7月2日（木）（予定）
4	参加表明書 提出期限	令和8年7月10日（金）午後5時まで
5	企画提案書 提出期限	令和8年7月17日（金）午後5時まで
6	1次審査（書類審査）	令和8年7月24日（金）（予定）
7	1次審査結果通知	令和8年7月27日（月）（予定）
8	2次審査（プレゼンテーション）	令和8年7月31日（金）午後2時から
9	2次審査結果通知	令和8年8月4日（火）（予定）
10	契約締結	令和8年8月上旬（予定）
11	業務開始	令和8年8月上旬（予定）